

市町村の強制的な合併に反対する意見書

政府は合併特例法に基づいて 2001 年暮れ「平成の大合併」を推進し、基本的には、当面、1,000 程度の自治体に再構築する方針と言われている。

合併を進めるための財政面での「優遇策」を設けた特例法の期限は、05 年 3 月で切れるが、これに間に合わせるためには 02 年度中に合併協議会を設置することが必須と見られている。最近の調査によると、全国の市町村の約 4 割が合併特例法の期限をにらんで、雪崩をうつようにして合併協議会を発足させている（朝日新聞 11 月 21 日朝刊）。

しかし、この間の合併に関する動向を見てみると、市町村が自主的判断によって合併問題を検討するというよりは、国が地方交付税の削減というムチを振るい、合併特例債の発行許可をちらつかせて、市町村を強制的に合併の方向に追い込むという実態が顕著になっている。地方制度調査会では、市並みの規模と能力を備えた「基礎的自治体」に行政を担わせるという議論がされ、また、「人口 1 万人未満の市町村には窓口以外は認めず、他の業務は都道府県や近隣自治体に移す」という報告書もある。いずれの動きも「合併か権利剥奪か」を市町村に強制的に迫るものである。これに対して全国町村会は 11 月 20 日に全国大会を開き、「町村の自立に関する特別決議」を満場一致で採択した。決議は、「自治の実態を無視するもの」と厳しく批判し、「小規模町村が憲法上の基礎的自治体として自立していくことができるよう、強く要望」している。

もとより地方自治の主役は住民であり、合併を決める最終責任はそこに住む人々が持っている。従って、合併の是非はその住民の自由かつ自主的な判断で「自己責任・自己決定」によらなくてはならない。地方分権の理念の基本はここにある。財政効率一辺倒や政治的な思惑で分権の理念をねじまげてはならない。

自主財源の見通しをきちんと示し、行財政の効率化などによって、自立することを目指す自治体には、そのような選択を認める方策を講ずるべきである。

よって、本市議会は、政府が推し進めている強制的とも言える「市町村合併」には反対を表明するものである。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 14 年 12 月 19 日

三鷹市議会議長 吉野博明